

# 千判狸の呟き

## ～ 裁判員制度 ～

平成21年5月21日より裁判員制度が始まる。裁判員候補者名簿に記載された国民には昨年末にその旨通知されたそうなので、どうやら狸は幸いにも抽選に漏れたらしい。幸いにもと言ったのは、この制度が狸のみならずおそらく国民の大多数にとって迷惑以外の何者でもないからだ。

裁判員制度というのは、国民から選ばれた裁判員が裁判官とともに刑事事件の裁判に参加するというもので、陪審制度と似たような制度であるらしい。それにより裁判に国民の感覚を反映させ、冤罪事件を減らすことが期待できるのだと説明されている。この法律は平成16年にさしたる議論もなく国会で成立したが、いざ始まる段になって国民の8割が望んでいないとの調査結果にも示されるように、世論の高まりや支持によって成立したわけでないことは明らかだ。

制度の概要を説明しよう。対象となる事件は殺人や放火などの重大刑事事件である。1事件について3人の裁判官と6人の裁判員が合議体を形成し、有罪か無罪か、そして有罪であれば量刑を決めるのだそうだ。裁判員候補者は20歳以上の国民から無作為に抽出され、名簿記載通知 裁判員候補者の選任通知 裁判所への呼び出し 裁判所での選任手続きを経て6人の裁判員が決められる。

裁判員候補者名簿に記載される確率は、全国平均で1/352、秋田県は重大事件が少ないことから1/786、裁判員に選任される確率は全国平均で1/5000、秋田県では1/8000と推定されている。ただし、1事件あたり50人程度の裁判員候補者が選ばれるとのことなので、裁判員候補者として実際に裁判所に出頭しなければならない確率は、秋田県では1/1000～2000となろう。宝くじに当たるよりその確率ははるかに高く、どうせ選ばれることはないだろうと高をくくっていられないのだ。

以下、問題点を挙げてみたい。

### 1 国民の強制的義務であること

20歳以上の国民には特別の事由がない限り裁判員になる義務があり、正当な理由なく出頭しないと最高10万円の料金が課せられることになっている。単に仕事が忙しいというくらいでは辞退することはできないそうだ。死刑に反対といった思想信条を理由に辞退することも認められていない。仕事を投げ打って出頭せよ、さもなければ罰則を科すというのだから徴用・徴兵と同じである。審理の期間は7割が3日以内、2割が5日以内、1割が5日超とのことである。どこの世に仕事を放り出して何日も出頭できる人がいるのか。

### 2 国民の感覚が反映されるか

ロス疑惑や藤里町の事件への関心の高さをみる

と、国民の感覚というものは興味本位に傾くことが多く、必ずしも理性的とは言えないと認めざるをえない。感情に流されてより懲罰的な判決に傾くことも、あるいはその逆になることも懸念される。百歩譲って国民感覚が常識的で正しい判断の根拠になるとすれば、強盗・殺人事件よりも政治家・公務員の贈収賄事件や憲法にかかわる裁判にこそ国民参加が望ましいと思う。また、裁判員候補者が無作為に抽出されるとはいつても、裁判官による面接を経て最終的に裁判員に選ばれるのであるから、当然好ましからざる国民は排除されるだろう。さらに法律に素人である裁判員がプロの裁判官と対等に渡りあえるはずはない。狸たちが日頃行っているムンテラを思い出してみればよい。裁判官の誘導により審理が進むことは火を見るよりも明らかである。

### 3 冤罪を減らすことができるか

自白の信憑性を知るには取り調べの様子を全部映像に記録することで足りるはずであるから、冤罪云々という説明は国民が参加して下した判決であるというアリバイを作るのが目的としか考えられない。もし国民の間で判決に対する異論が沸き起こったとしても、裁判員には守秘義務があり、裁判で知り得たことを口外すると最高6ヵ月の懲役または50万円の罰金刑に処せられるというから、その判決について意見や弁解を述べることはできないのである。

以上、いろいろご託を並べたが、狸が裁判員に選ばれるのを心配しているのは、心情的に人を裁くという大それた行為に加担したくないことと、最初に述べたように、ひとりで診療所を運営する狸にとって事業を続けるうえで大変困ったことになるからである。代診医師が簡単に見つかるはずもなく、審理が1日で終わることは少なそうであるから、2～3日、場合によっては4～5日の休診を余儀なくされるかもしれない。経済的に損失を被るだけでなく、日頃通院している患者さんにも薬がなくなったのに処方してもらえないなど不便をかけることになる。辞退できる事由のうち「重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」ことが狸には該当しそうである。事業所の規模、職務の代替性、事業への影響が直接的であるかなどを考慮して裁判官の裁量によって判断されるそうだが、異議を申し立てる制度はないので、もし辞退が認められなければ10万円の料金を払うか、泣く泣く出頭するしかないことになる。杞憂に終わればいいが……。

(やせ狸)